

千葉県:建築物等の解体等の作業に関するお知らせ W450×H350
石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:			
調査終了年月日 看板表示日		年月日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
解体等工事期間	年月日	年月日	住所
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	年月日	年月日	
調査方法の概要(調査箇所)			
調査結果の概要[部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠]			
【石綿含有あり】			
【石綿含有なし】			
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		除去・その他	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法			
使用する資材及びその種類			
備考:			
その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字 は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日			